

平成29年第5回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成29年10月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	10月18日 午前10時00分		
	閉 会	10月18日 午前10時51分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
欠席（不応招）議員	7	玉 城 みちよ		
会議録署名議員	9	山 城 太	10	島 袋 誠
職務のため議場 に出席したもの	事務局長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	中 原 茂 仁	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	玉 城 奎	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建 設 課 長	嶺 井 雄 二			

平成29年第5回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成29年10月18日（水曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第48号	平成29年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
4	議案第49号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
5	決議第5号	東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故 に関する抗議決議	説明・質疑 討論・採決
6	意見書第4号	東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故 に関する意見書	説明・質疑 討論・採決

○ **東恩納寛政 議長** ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成29年第5回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 山城 太議員及び10番 島袋 誠議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第48号 平成29年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ **中原茂仁 副村長** おはようございます。提案事項の説明をさせていただきます。

議案第48号

平成29年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し、議会の議決を求めます。

平成29年10月18日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

平成29年度今帰仁村一般会計補正予算

平成29年度今帰仁村一般会計補正予算(第6回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,752万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億6,642万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月18日

今帰仁村長 喜屋武 治樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 財産収入		27,211	6,066	33,277
	2 財産売払収入	8,670	6,066	14,736
18 寄附金		83,771	7,150	90,921
	1 寄附金	83,771	7,150	90,921
19 繰入金		255,268	44,000	299,268
	1 繰入金	255,268	44,000	299,268
21 諸収入		214,508	308	214,816
	4 雑入	167,234	308	167,542
歳入合計		6,408,898	57,524	6,466,422

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,030,486	57,240	1,087,726
	1 総務管理費	893,656	57,240	950,896
6 農林水産業費		654,001	0	654,001
	1 農業費	530,906	0	530,906
8 土木費		494,063	0	494,063
	3 河川費	44,487	0	44,487
10 教育費		703,543	284	703,827
	5 社会教育費	158,838	284	159,122
歳出合計		6,408,898	57,524	6,466,422

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 それでは今回の補正額の詳細について、説明いたします。

6ページの17款財産収入、2項財産売払収入、1目の不動産売払収入、補正額が606万6,000円、それは1節の土地売払収入606万6,300円となっています。

続きまして、18款寄附金、1項寄付金、1目一般寄附金のうちの補正額が715万円、これが1節の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金の715万円となっています。

8ページ、19款繰入金1項繰入金、1目繰入金、補正額が4,400万円、この内容としましては、今帰仁村うるおいと安らぎの村づくり応援基金のほうの4,400万円の補正となっています。

次、ページめくっていただきまして、歳出の10ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費

のほうの補正額が4,400万円、その内容としましては、ふるさと納税お礼品等取扱委託業務の補正増となっています。それから4目の財産管理費、補正額が1,324万円、その内容としましては、15節の積立金でその主なものとしましては、財産購入基金606万6,300円ですね。それから今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金のほうの715万円が主な要因となっています。節内の組み替えですね。

次のページも組み替え補正となっています。

以上となっております。

○ **東恩納寛政 議長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** 7ページですね。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、1節寄附金の715万円、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金。

それから8ページの1目の1節繰入金、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金4,400万円、これの詳細の説明を求めます。

それから10ページの2款1項4目、25節積立金、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金715万円、これの詳細の説明を求めます。

それから11ページ、6款1項3目農業振興費の中の8節から14節、これは組み替えになっていると思いますけど、この事業の内容について、説明を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 當山清巳企画財政課長。

○ **當山清巳 企画財政課長** ただいま6番吉田議員の質疑について、説明します。

7ページ、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金715万円のほうの内訳を言いますと、子ども・子育て関連で238万円、それから自然環境保全の関連で218万円、それから3項目めの城跡保全・教育文化、スポーツ関係で41万円、それから健康村づくり、農振関係で21万円、それから5項目めのその他村長の認めるもので197万円となっています。

それから8ページ、繰入金なんですけれども、村づくり応援基金からの繰り入れですが、これは一般管理費のほうのお礼品の委託料ですね。委託料への充当分であります。

それから10ページのほうの積立金は、先ほど歳入で申し上げたような内容となっています。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 休憩します。 (休憩時刻 午前10時13分)

○ **東恩納寛政 議長** 再開します。 (再開時刻 午前10時14分)

我那覇隆文経済課長。

○ **我那覇隆文 経済課長** 6番吉田清尊議員の質疑について、ご説明申し上げます。

11ページ、8節の報償費から14節使用料及び賃借料までの質疑でございましたけれども、これにつきましてはマンゴーの産地協議会を一応は対象といたしまして、事業の概要としましては、産地協議会の育成等による産地体制の強化づくりとか、栽培技術の導入のための実証展示圃の設置、それから栽培マニュアルの作成、消費者動向調査を行うということで、今年マンゴー産地協議会に関しましては、県外からの天敵防除を活用するというところでの講師を派遣した事業、高知県から講師を招聘いたしました研修事業、それから那覇空港での消費者動向調査、アンケートの調査ですね。報償費、それから委託料、使用料及び賃借料の減額についてですけれども、これについては今回当初は入っておりませんでしたけれども、産地

協議会が宮古島、それから石垣のほうのマンゴーの先進地視察を行うということでの組み替えというふうになっております。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 この一般寄附金の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金でございますけれども、このおおよそで、あるいは正確な数字がなければおおよそでもいいんですけども、昨年と比べて、今年のおおよそと納税ですね。その寄附額が去年よりは上回っているのか、少なくなっているのか、大体横ばいなのか。そのあたりわかればお聞きしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいま6番吉田議員の質疑について、説明します。

おおよそという話ですから、自分では横ばいだと感じています。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 6ページ、歳入17款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入ですね。1節土地等売却収入606万6,300円の場所と坪数単価はどうなっているのか、お伺いします。

次に、9ページ、歳入21款諸収入、4項雑入、3目違約金及び延滞利子、入札及び契約に関する損害賠償金の30万8,550円は、どこでどういう話し合いをしたのか、お伺いします。

次10ページ、歳出2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の25節積立金の財産購入基金ですね、606万6,300円ですけど、トータルで財産購入基金は、今はどれほどになっているのか。お伺いします。

最後に13ページ、10款教育費、5項社会教育費の3目文化財保護費の中の備品購入費、18節の28万3,004円の車買取代、これ中古だと思えますけれども、どういう車なのか、お伺いします。以上。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいま1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

6ページ、土地売却収入の606万6,300円の収入ですが、場所が古宇利のほうですね。あとは古宇利の村道古宇利線、旧小中学校跡地から、ちょっと登りがけの村道沿い、村道沿いの場所です。面積が365㎡で、平米単価で申しわけないんですけども、平米単価が1万6,620円です。

それから9ページのほうですね。入札及び契約に関する損害賠償金ですが、これは村内業者の指名競争入札で、土木のB級クラスの方の業者が入札をしまして、落札あったわけですが、落札後に落札業者が契約できないという話がありまして、建設当初から契約できない場合は、工事の見積額の5%を納付してもらおうという決まりになっていますので、それに基づく補正の計上となっています。

10ページのほうの積立金のほうの財産購入基金606万6,300円の積み立てを今回行いますと、財産購入基金のこれを足した現在高は、約7,200万円となっています。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 1番與儀議員の質疑について、ご説明いたします。

13ページ、10款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費、18節備品購入費、車買取代ということでございますけれども、5年前に新車で文化庁の事業でリースをしておりました。今年度で終了ということで、買い取りということで計上しております。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 再度6ページ、これは平米単価なのか、坪単価なのか、お伺いします。1万6,620円でしたか。これは個人が買ったのか、業者が買ったのかですね。お伺いします。

これは、村有地があっちこっちにあって、お家をつくる時に個人が買う人が多くなっていますので、業者が買ったのか、古宇利に個人で買ったのか、お伺いします。

それと9ページの入札の違約金ですね。これは延滞金は日割りで計算していくのか。月で計算していくのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいま1番與儀議員の質疑について、説明します。

6ページのほうですね。これはこの平米単価ですね。1万6,620円ですね。それと今回の場合は個人です。

9ページの入札及び契約に関する賠償金ですが、これは日割りとかではなくて、入札時に工事業者が見積もった金額の5%分を一括で支払っていただくということです。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 歳出について、質疑いたします。

11ページ、6款1項3目9節旅費ですね。大体説明がありましたので、理解しておりますけれども、これは宮古、石垣への先進地視察の旅費ということで理解しておりますけれども、これは産地協議会のメンバーが何名ほど行く予定なのか、伺いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 2番上原祐希議員の質疑について、ご説明申し上げます。

宮古、石垣への研修についてですけれども、産地協議会メンバーといたしましては8名ほど予定しております。そのほかに、随行といいましょうか、役場の職員1人と普及所の県の職員ですね。お1人、計10名ということになります。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 これは日程等はもう既に決まっていて、メンバーとかも固定されているのかどうか。伺いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

日程につきましては、あくまで産地協議会でのお話し合いの予定ですが、10月23日から2泊3日という予定で一応は組まれております。メンバーの特定についてですけれども、これについては申しわけございません。ちょっと詳細、持ち合わせておりませんので、後で報告させていただく形をとりたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 あと、確認で。10月23日に8名の協議会メンバーで行くということで、これはちらっと話はしましたけれども、今後の今帰仁村の生産マニュアル、マンゴーについての生産マニユア

ルを作成するというところでありますけれども、その辺やはり宮古、石垣、大変先進地、農家もいらっしゃるので、その声を聞きとりをして、いつごろまでにそういう作成マニュアル、栽培マニュアルを今帰仁村として示していくのか。これも早期で、来年のマンゴーの収穫時期までにはもう徹底して、農家レベルの向上につながるような形であれば、望ましいと思うんですけれども、大体想定されている時期等確認したいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

今回の研修において、宮古、八重山で研修された結果について、マンゴー今、収穫の時期を終えて、次年度に向けての準備段階ということになるかと思っておりますけれども、その中で次年度に向けて、生かせなければちょっと意味がないといいたいまいしょうか。ありますので、産地協議会との話し合いも含めましてですけれども、次年度に生かせるような形で、早急に対応させていただきたいと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 12ページですね。歳出の8款3項2目河川改良費、組み替えだと思っておりますけれども、22節の補償、補填及び賠償金について、説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 3番與那嶺 透議員の質疑について、説明いたします。

8款3項2目22節の補償金については、面積が699.4㎡で、サトウキビの補償になります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 これは畑を潰して、こっちで何といいますか補償する。このサトウキビの今までのこの金額というんですが、売り上げとか、そういったものを補償するという考え方ですか。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

式、係数があって、いろいろと本数とか、作型とか、春植え、夏植えとかいろいろとあるので、一応計算式があって、これで計算を出した単価が今、この単価の金額になっています。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第48号 平成29年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を採決いたします。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第48号 平成29年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第49号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第49号

工事請負契約について

地域活動拠点活性化事業（今泊）建築工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- | | |
|-----------|---|
| 1, 契約の目的 | 地域活動拠点活性化事業（今泊）建築工事 |
| 2, 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3, 契約の金額 | 72,252,000円 |
| 4, 契約の相手方 | 今帰仁村字越地284番地
有限会社 丸島建設
代表取締役 島袋松男 |

平成29年10月18日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

提案理由

地域活動拠点活性化事業（今泊）建築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるため、この議案を提出します。

詳細な契約書につきましては、添付しておりますので、ご参照ください。

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第49号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第49号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「決議第5号 東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する抗議決議」についてを議題といたします。

本件について提案者の説明を求めます。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員

決議第5号

平成29年10月18日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 東 恩 納 寛 政 殿

提出者	與 儀 常 次
賛成者	與那嶺 透
〃	島 袋 誠
〃	上 原 祐 希
〃	與 那 勝 治
〃	吉 田 清 尊
〃	山 城 太
〃	座間味 薫

東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する
抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する
抗議決議

去る10月11日午後5時20分ごろ、米軍普天間飛行場所属のCH53E大型輸送ヘリコプターが東村高江の民間地域に不時着し、炎上する事故が発生した。

事故現場は、民間の牧草地で民家から数百メートルしか離れてなく、県道70号線にも近接していることから、まさに県民を巻き込む大惨事寸前の事故であり、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に強い衝撃を与えるとともに、地元住民の不安と恐怖ははかり知れないものがある。

米軍の航空機に関する事故については、これまで枚挙にいとまがないほど発生しており、最近では、昨年12月13日にMV22オスプレイ 2機がそれぞれ名護市沿岸と普天間飛行場で事故を起こしたほか、今年8月3日には普天間飛行場所属のMV22オスプレイがオーストラリア東部の沖合に墜落し乗員3名が死亡する事故も発生している。更に、MV22オスプレイを初めとする米軍機が米軍基地のほか、奄美空港、大分空港及び新石垣空港の民間空港に緊急着陸するトラブルが短期間に相次いで発生するなど異常な事態となっている。今帰仁村議会では、平成28年9月30日に「東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に伴う過剰警備に抗議し、工事の即事中止を求める意見書」、平成28年12月16日に「MV22オスプレイ墜落に抗議する決議」を行った。

今回の米軍機の事故は、沖縄県町村議会議長会において「米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議」を行った当日の事故であり、米軍機に関する事故等については、その都度、沖縄県議会をはじめ地元自治体等が米軍や関係機関に繰り返し厳重に抗議及び要請を行ってきたにもかかわらず、事故が後を絶たない現状に強い怒りを覚えるとともに、米軍の安全管理体制の不備を指摘せざるを得ない状況となっている。

よって、今帰仁村議会は、住民の生命と財産及び生活環境を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要求する。

記

1. 民間地上空及び水源地上空での米軍機の飛行訓練を中止すること。
2. 東村高江周辺6カ所のヘリパッドの使用を禁止すること。
3. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

平成29年10月18日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

米国大統領、米国国防長官、米国国務長官、駐日米国大使、在日米軍司令官、
在沖米四軍地域調整官、在沖米国総領事

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これより「決議第5号 東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する抗議決議」についてを採決します。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員の取り扱いについてお諮りします。

起立しない議員は本件に対して反対とみなすことにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 異議がないので、そのように決定します。

それでは「決議第5号 東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する抗議決議」についてを採決します。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 東恩納寛政 議長 「起立多数」です。

したがって、「決議第5号 東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する抗議決議」については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「意見書第4号 東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する意見書」についてを議題といたします。

本件について提案者の説明を求めます。1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員

意見書第4号

平成29年10月18日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者	與 儀 常 次
賛成者	與那嶺 透
〃	島 袋 誠
〃	上 原 祐 希
〃	與 那 勝 治
〃	吉 田 清 尊
〃	山 城 太

東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する
意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する
意見書

去る10月11日午後5時20分ごろ、米軍普天間飛行場所属のCH53E大型輸送ヘリコプターが東村高江の民間地域に不時着し、炎上する事故が発生した。

事故現場は、民間の牧草地で民家から数百メートルしか離れてなく、県道70号線にも近接していることから、まさに県民を巻き込む大惨事寸前の事故であり、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に強い衝撃を与えるとともに、地元住民の不安と恐怖ははかり知れないものがある。

米軍の航空機に関する事故については、これまで枚挙にいとまがないほど発生しており、最近では、昨年12月13日にMV22オスプレイ2機がそれぞれ名護市沿岸と普天間飛行場で事故を起こしたほか、今年8月3日には普天間飛行場所属のMV22オスプレイがオーストラリア東部の沖合に墜落し乗員3名が死亡する事故も発生している。更に、MV22オスプレイを初めとする米軍機が米軍基地のほか、奄美空港、大分空港及び新石垣空港の民間空港に緊急着陸するトラブルが短期間に相次いで発生するなど異常な事態となっている。今帰仁村議会では、平成28年9月30日に「東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に伴う過剰警備に抗議し、工事の即事中止を求める意見書」、平成28年12月16日に「MV22オスプレイ墜落に抗議する決議」を行った。

今回の米軍機の事故は、沖縄県町村議会議長会において「米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議」を行った当日の事故であり、米軍機に関する事故等については、その都度、沖縄県議会をはじめ地元自治体等が米軍や関係機関に繰り返し厳重に抗議及び要請を行ってきたにもかかわらず、事故が後を絶たない現状に強い怒りを覚えるとともに、米軍の安全管理体制の不備を指摘せざるを得ない状況となっている。

よって、今帰仁村議会は、住民の生命と財産及び生活環境を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

1. 民間地上空及び水源地上空での米軍機の飛行訓練を中止すること。
2. 東村高江周辺6カ所のヘリパッドの使用を禁止すること。

3. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月18日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これより「意見書第4号 東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する意見書」についてを採決します。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員の取り扱いについてお諮りします。

起立しない議員は本件に対して反対とみなすことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 異議がないので、そのように決定します。

それでは「意見書第4号 東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する意見書」についてを採決します。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 東恩納寛政 議長 「起立多数」です。

したがって、「意見書第4号 東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する意見書」については、原案のとおり可決されました。

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第5回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午前10時51分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 山 城 太

署名議員 島 袋 誠